

岩手県告示第52号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関が事業を休止した旨次のとおり届出があった。

平成22年1月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問看護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		休止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
特定医療法人弘慈会	宮古市保久田8番37号	宮古第一病院訪問看護ステーション	宮古市保久田8番37号	平成21年10月1日

2 居宅療養管理指導

居宅介護事業者		居宅介護事業所		休止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
特定医療法人弘慈会	宮古市保久田8番37号	宮古第一病院訪問看護ステーション	宮古市保久田8番37号	平成21年10月1日

3 介護予防訪問看護

介護予防事業者		介護予防事業所		休止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
特定医療法人弘慈会	宮古市保久田8番37号	宮古第一病院訪問看護ステーション	宮古市保久田8番37号	平成21年10月1日

4 介護予防居宅療養管理指導

介護予防事業者		介護予防事業所		休止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
特定医療法人弘慈会	宮古市保久田8番37号	宮古第一病院訪問看護ステーション	宮古市保久田8番37号	平成21年10月1日